⑸　見積活用方式の有無　有
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Chida Yoichi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Extension work of Mito Operation Office
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 3 October 2023
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 February 2024
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Yamada Ryota, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0309

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年９月１日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　松井　保幸
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京支社　川崎道路管制センター中央局設備工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
・神奈川県川崎市宮前区南平台
・愛知県一宮市丹陽町九日市場
・石川県金沢市神野町東
⑷　工事内容　本工事は、川崎道路管制センター、一宮道路管制センター及び金沢道路管制センターにおける中央局統合連携基盤の構築を行う工事であり、これに伴う機器の製作、据付、配管配線及び試験調整等の一切の工事を行うものである。
⑸　工事概算数量
中央局統合連携基盤　構築　３箇所
⑹　工期　契約締結日の翌日から720日間
半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　使用する資機材　統合連携基盤　３基
⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑾　契約制限価格を上回った場合の取扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。
⑿　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⒀　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⒁　本工事は、入札時に、設計図書に示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
⒂　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
⒃　本工事は工事しゅん功、引渡しの後、改造・修理に関する基本契約を締結する対象工事である。
⒄　本工事は、設計金額算定のため機器費等工事の一部について参考見積書を徴取する工事である。

2　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、以下の条件を満たす者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。
①　単体の場合
「伝送・情報処理設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上である者
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「伝送・情報処理設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上である者の２者で構成された特定建設工事共同企業体
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績ａ）、ｂ）に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者（「伝送・情報処理設備工事」1,150点以上の有資格者）
次のａ）かつｂ）の実績を有すること
ａ）交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）
②　機器の設置
③　試験調整